

第 期事業報告書 { 年 月 日から
年 月 日まで }

年 月 日提出

登録番号 財務（支）局長（ ）第 号

商号又は名称

住 所

代表者の役職名・氏名 印

I 業務の状況

1. 業務開始年月日

（記載上の注意）

当該抵当証券業者の法人設立年月日、抵当証券発行特約付融資開始年月日、抵当証券販売開始年月日を記載すること。

2. 当期の業務概要

（記載上の注意）

抵当証券業を含む業務概要を記載すること。

3. 株主総会等の決議事項の要旨

（記載上の注意）

すべての決議事項の要旨を記載すること。

4. 役員及び使用人の状況

(1) 役員及び使用人の数

役 員			使 用 人	合 計
常 勤	非 常 勤	小 計		
名	名	名	名	名

(記載上の注意)

「役員」は、全役員の数、「使用人」は、他業を営む者の場合は抵当証券業に従事する使用人の数を、抵当証券業のみを営む者の場合は全使用人の数を記載すること。

(2) 役員の場合

役 職 名	氏 名	常務に従事している他の法人の商号又は 名称及び事業の種類

(記載上の注意)

当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

5. 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考
主たる営業所 又は事務所			名	
従たる営業所 又は事務所			名	
計 店			計 名	

(記載上の注意)

1. 「営業所又は事務所」とは、抵当証券業を営む者が一定の場所で抵当証券業の全部又は一部を継続して営む施設をいい、これを主たる営業所等及び従たる営業所等に区分すること。
 - (1) 主たる営業所等とは、登記簿上の本店又は主たる事務所をいう。
 - (2) 従たる営業所等とは、支店又は出張所その他の名称のいかんを問わず、主たる営業所等以外の営業所等をいう。
2. 「名称」は、主たる営業所等及び従たる営業所等をそれぞれ区分して記載すること。
3. 「役員及び使用人」は、営業所における抵当証券業に従事する者の数を記載すること。

6. 株式又は出資の状況

- イ. 総株主等の議決権 個
 ロ. 議決権を有する株主数又は出資者数 名

商号、名称 又は氏名	抵当証券業者への出資状況	
	保有する議決権	総株主等の議決権に対する比率
	個	%

(記載上の注意)

1. 「総株主等の議決権」とは、第3条第1項に規定する総株主等の議決権をいう。
2. 保有する議決権の多い順序に従い20名を記載すること。

7. 関係を有する者

(1) 重要な子会社等

会社名	所在地	主要業務	設立年月日	資本金	総株主等の議決権に対する比率
				百万円	%

(記載上の注意)

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第8条第3項に規定する子会社及び同条第5項に規定する関連会社について記載すること。
2. 「総株主等の議決権に対する比率」は、当該抵当証券業者が当該子会社等に対して保有する議決権の総株主等の議決権に対する比率を記載すること。

(2) 関連当事者

会社名	関係	所在地	主要業務	設立年月日	資本金	抵当証券貸付に係る債権額
					百万円	百万円

(記載上の注意)

1. 当該抵当証券業者の関連当事者（規則第8条第16項に規定する関連当事者をいう。）のうち抵当証券貸付に係る債権がある者について記載すること。
2. 「関係」には、当該抵当証券業者と当該関連当事者の関係を記載すること。
3. 「抵当証券貸付に係る債権額」には、当該抵当証券業者が当該関連当事者に対し、抵当証券発行特約付融資をしている場合に、その額を記載すること。

8. 抵当証券業の状況

(1) 抵当証券の販売状況

(単位：百万円)

期別	期首在庫 抵当証券	当期交付 抵当証券	当期買入 抵当証券	当期販売 抵当証券	当期買戻し 抵当証券	期末在庫 抵当証券
前期						
当期						

(記載上の注意)

- 「期末在庫抵当証券」の計数が、「期首在庫抵当証券」＋「当期交付抵当証券」＋「当期買入抵当証券」－「当期販売抵当証券」＋「当期買戻し抵当証券」の計算結果と合致しない場合は、その理由を付記すること。
- 代理・媒介業者に関しては、「当該販売抵当証券」のみを記載すること。

(2) 当期買戻し抵当証券の内訳

(単位：百万円)

期別	満期によるもの	満期前償還によるもの	満期前買戻しによるもの
前期			
当期			

(3) 抵当証券の販売に係る利率の状況

(単位：%)

満期の種類	利率
1年	
2年	
3年	
4年	
5年	

(記載上の注意)

- 代理・媒介業者に関しても記載すること。
- 「利率」は、当期末に最も近い時点で販売した抵当証券の販売に係る利率のうち、最も高い利率を満期の種類に応じて記載すること。

9. 貸付債権にかかる状況

(単位：百万円)

	当年度末	前年度末
総融資額に係る額		
抵当証券貸付金に係る額		

(記載上の注意)

次のいずれかの方法により記載すること。なお、その選択を欄外に注記すること。

イ. 破綻更生債権等（経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。）、貸倒懸念債権（経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。）及び3カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金に係る債権）の合計額。

ロ. 銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ロ(1)、(2)及び(3)の合計額。

10. 純資産比率の推移

(単位：百万円)

	当年度末	前年度末
資本の合計額		
資本金又は出資の額		
純資産比率	%	%

(記載上の注意)

- 「資本の合計額」は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額を記載すること。
- 「純資産比率」は、資本の合計を資本金又は出資の額で除した額を記載すること。
- 第5条の2第1号ロに規定する金融機関の保証がある場合には、その旨及び当該金融機関名を欄外に記載すること。
- 資本金又は出資の額に増減があった場合には、その概要を欄外に記載すること。

11. その他

- 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第2条各号の一に該当する株式会社である場合、又は同条各号に該当しない株式会社であって監査を受けている場合には、同法第13条第1項の監査報告書の写しを添付すること。なお、監査を受けていない場合は、その旨及び理由を記載した書面を添付すること。
- 会計方針の変更の有無、変更した場合には、その理由を記載すること。
- その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

II 経理の状況

1 . 貸借対照表

年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
流 動 資 産	千 円	千 円	流 動 負 債	千 円	千 円
現金・預金			短期借入金		
抵当証券発行 特約付貸付金			売渡抵当証券		
その他貸付金			前受収益		
買入抵当証券			未払金		
前払費用			未払費用		
未収入金			未払事業税		
未収収益			未払法人税等		
その他			その他		
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建 物			その他		
器具・備品			負債合計		
土 地			資 本 の 部		
その他			資 本 金		
無形固定資産			法 定 準 備 金		
投 資 等			剰 余 金 (又は欠損金)		
投資有価証券					
その他			当 期 未 処 分 利 益 (又は当期未処理 損失) (うち当期純利 益(又は当期純損 失))		
繰延資産			資 本 合 計		
資 産 合 計			負 債 ・ 資 産 合 計		

(記載上の注意)

1. 「売渡抵当証券」とは、買戻し条件付で販売した抵当証券をいう。
2. 在庫抵当証券の期末残高を注記又は貸借対照表に独立科目を設けて表示すること。

2 . 損 益 計 算 書

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益	千円	千円
抵当証券発行特約付貸付金受取利息		
管 理 保 証 料		
事 務 取 扱 料		
抵 当 証 券 代 理 媒 介 手 数 料		
そ の 他		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
抵 当 証 券 支 払 利 息		
借 入 金 利 息		
そ の 他		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
営 業 外 費 用		
経 常 損 益		
特 別 損 益		
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)		
法 人 税 等 充 当 額		
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)		
当 期 未 処 分 利 益 (又は当期未処分損失)		

3. 利益処分計算書

		自	年	月	日
		至			
科 目	金 額	備 考			
当 期 未 処 分 利 益	千円				
××準備金取崩し					
そ の 他					
計					
上 記 金 額 の 処 分					
利 益 準 備 金					
配 当 金		1株当たり 配当額	{ 現金 株式	円 円	
役 員 賞 与 金					
そ の 他					
計					
次 期 繰 越 利 益					

4. 損失処理計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	備 考
当 期 未 処 理 損 失	千円	
上 記 金 額 の 処 理		
利 益 準 備 金 取 崩 し		
資 本 準 備 金 取 崩 し		
そ の 他		
計		
次 期 繰 越 損 失		